

宇都宮市東浦保育園民営化事業募集要項へのご質問・回答について

| 質問事項  | 回答   |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業の設計・工事費積算のための基礎資料として、区域Aと区域Bの敷地面積図をいただきたい。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・別添のとおり、募集要項「別紙4」に距離情報を追記いたしましたので、設計にあたり、参考にしていただければと思います。</li> <li>※ 当該地については正確な地積測量図が存在しないことから、宇都宮市市内GISシステムから、概算したものとなります。記載の数値と現地測量の結果に乖離があった場合は、現地測量の結果を優先するものといたします。</li> <li>※ また、区域Bの面積を「約550㎡」と記載しておりますが、「約550㎡」は東浦町公民館敷地全体の概算面積であり、建替工事のために使用できる面積はこのうち「約430㎡」となりますので、訂正させていただきます。</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設園舎の定員は何名と考えて設計すればいいか。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度現在からの推計により、民営化後の定員を60名といたしましたので、60名を基準に設計してください。</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設園舎に調理室は必要か。</li> <li>・その間は「外注食」でも良いのか。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設園舎においても自園調理を行うことが望ましいですが、敷地面積から調理室の確保が難しいなどやむを得ない場合においては、工事期間中に限り、外部からの搬入が可能です。</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回、公募の土地以外で近隣に広い土地を園で持っている場合は、その場所に仮園舎を建てることは可能か。</li> <li>・（可能な場合）その土地から園バスで送迎する方法は可能か。</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の公募においては、民営化に伴う在園児や保護者の通園負担の軽減も考慮して、仮設園舎については、現在敷地の一部に建築し、新園舎の整備期間中も送迎場所や保育場所が変更することが無いよう、条件化したものであります。</li> <li>・こうしたことから、仮設園舎につきましては、募集要項4ページ「3 園舎について」に記載のとおり、現東浦保育園敷地又は隣接する東浦町公民館敷地の一部に建築してください。</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・「5年間の保育計画継続」「売買契約または10年間の土地賃貸借契約」「東浦保育園の土地では10年以上保育所を運営すること」とあるが、どの事業者になっても、その土地で保育所以外の違う施設になる可能性がない、あるいはそうなった場合は契約違反との見解で良いか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要項8ページ「7 基本協定及び土地・建物等の契約の締結」に記載のとおり、選定後、市と選定された事業者との間で民営化に関する基本協定及び土地使用貸借契約（購入の場合は土地売買契約）を締結することとなり、その中で土地の使用用途を「保育所」に限定いたしますので、社会情勢の変化に伴うものなど、やむを得ないものを除き、変更はできません。</li> </ul>  |